

青森県新型インフルエンザ対策

行動計画

(改定案)

平成23年 月改定
(平成18年1月策定)

青 森 県



目 次

計画の改定にあたって	1
1 計画の主たる目的	2
2 対策の基本的考え方	3
3 対策推進のための役割分担	4
4 行動計画の主要項目	6
(1) 医療提供体制	6
(2) 社会対応	7
(3) 広報・情報提供	8
(4) 危機管理	9
5 平時における対応	12

計画の改定にあたって

平成18年1月に策定した「青森県新型インフルエンザ行動計画」は、鳥由来の病原性の高い新型インフルエンザを想定した対策を定めていた。

しかし、平成21年4月に新たに発生した豚由来のインフルエンザは、病原性が低く、行動計画をそのまま実施することは、対策の有効性以上に社会・経済活動等に様々な不利益をもたらすことから、県では、国の動向をみながら、市町村、関係機関等と連携し、柔軟な対応を行ってきた。

その後、今般発生したインフルエンザへの対策や、行動計画の内容等を検証したところ、危機管理体制や情報提供などで様々な課題が明らかとなったので、この検証結果を踏まえ、本来の危機管理体制に基づき、病原性が高い新型インフルエンザに備えるとともに、ウイルスの特性（病原性や感染力等）に応じた柔軟な対策を迅速・合理的に意思決定できるよう、行動計画を全面的に改定するものである。

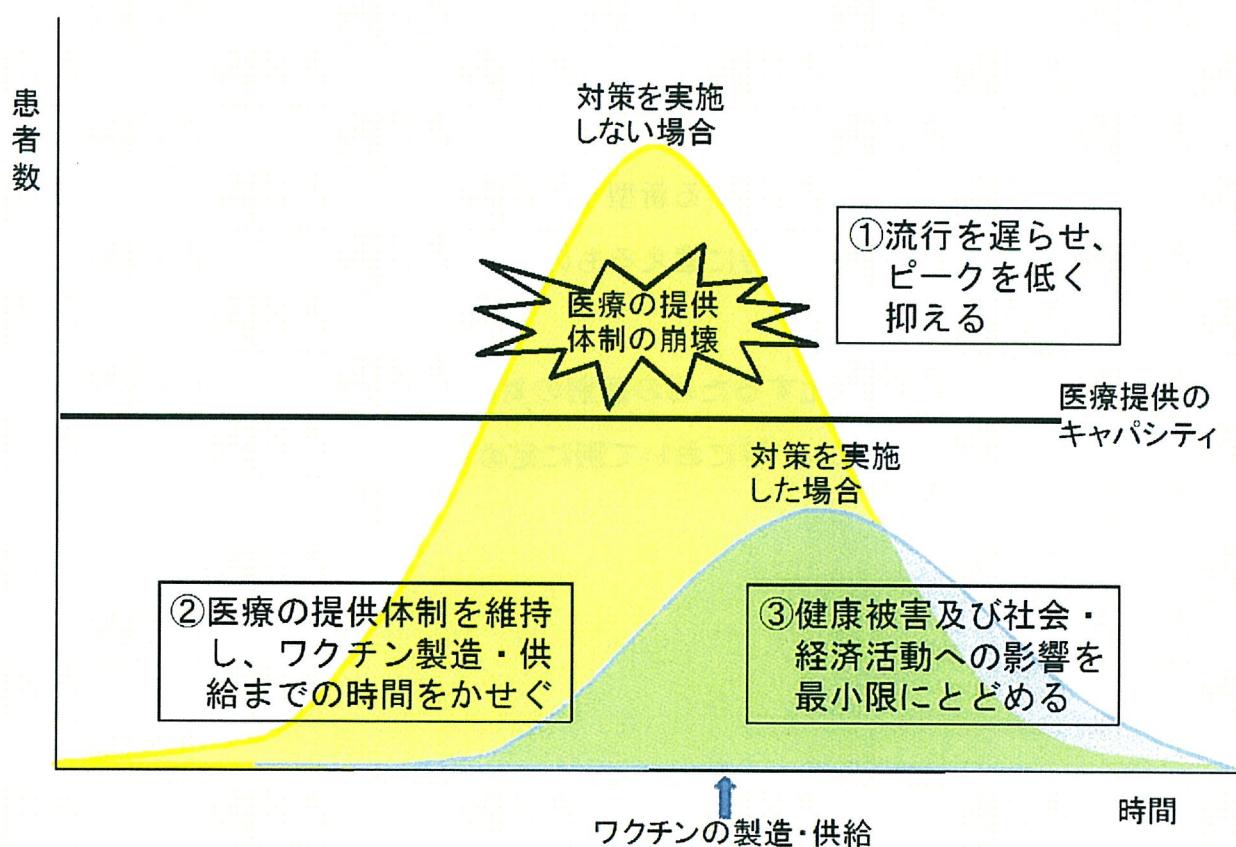
なお、本行動計画は、県が実施する新型インフルエンザ対策の基本的な方針を示すものであり、発生時の対策を平時に備えるものである。

また、本行動計画を具体化するための個別の対策の詳細については、「新型インフルエンザ対策行動マニュアル」等において別に定めるものである。

1 計画の主たる目的

病原性が高い新型インフルエンザの場合は、何よりも県民の生命を第一に考えた対策を実施する。

- ① 新型インフルエンザの流行を可能な限り遅らせ、ピークを低く抑える。
- ② 医療の提供体制を維持し、パンデミックワクチンが製造・供給されるまでの時間をかせぐ。
- ③ 健康被害及び社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。



2 対策の基本的考え方

- ① 県は、新型インフルエンザ対策を県の危機管理に関わる重要な課題の一つと位置付け、全県一丸となった対策を講じていく。
- ② 発生初期のウイルスの特性が不明な段階では、危機管理上、病原性が高い新型インフルエンザを想定した強力な対策を講じる。
- ③ ウィルスの特性が明らかになってきた段階では、ウィルスの特性や発生状況等に応じた適切な対策を実施し、最終的には季節性のインフルエンザに準じた対策に移行していく。
- ④ 実践する具体的な対策は、対策の有効性や社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、人権に十分配慮の上、迅速に決定する。
- ⑤ 情報の収集・分析や対策案の策定等は、医学的見地からの助言を求めながら、危機管理部門及び公衆衛生部門の実務者を中心に迅速に行う。



3 対策推進のための役割分担

(1) 県

県は、新型インフルエンザ対策の中心的な役割を担い、新型インフルエンザの発生の際には、行動計画及び新型インフルエンザ対策行動マニュアル等（以下「行動計画等」という。）に基づき、新型インフルエンザ危機対策本部（以下「対策本部」という。）及び現地危機対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、国、市町村、医療機関等と緊密な連携を図りながら、全県一丸となった対策を強力に推進する。なお、本行動計画に特別の定めのない事項については、青森県危機管理指針による。

県の本庁及び各地域県民局の各部局等の主な役割分担は、以下のとおりである。

区分		主な役割分担
本 庁	危機管理部局	<ul style="list-style-type: none">○府内各部局、地域県民局及び市町村等への情報提供○対策本部会議等の開催・運営○対策本部事務局支援職員の要請・配置
	公衆衛生部局	<ul style="list-style-type: none">○各種情報の収集・分析○医療提供体制確保等の実施○電話相談窓口の設置・運営（健康危機に関するもの）○対応方針（対策案）の提示
	その他の部局等	<ul style="list-style-type: none">○部局等内への情報提供○事務局支援職員の確保○その他新型インフルエンザ対策に係る事項<事務局支援職員の業務：対策本部運営業務の補助> 　　情報の収集・整理 　　医療提供体制の確保（抗ウイルス薬の配布等） 　　電話相談対応業務
地 域 県 民 局	地域連携部 (防災・危機 管理担当)	<ul style="list-style-type: none">○現地本部会議等の開催・運営○地域県民局内各部等への情報提供○現地本部事務局支援職員の要請・配置
	保健所 (公衆衛生担当)	<ul style="list-style-type: none">○各種情報の収集・分析○医療提供体制確保等の実施○電話相談窓口の設置・運営（健康危機に関するもの）○対応方針（対策案）の提示
	その他の部等	<ul style="list-style-type: none">○部等内への情報提供○事務局支援職員の確保○その他新型インフルエンザ対策に係る事項<事務局支援職員の業務：現地本部運営業務の補助> 　　情報の収集・整理 　　医療提供体制の確保 　　（検体の搬送、抗ウイルス薬の配布等） 　　電話相談対応業務

(2) 市町村、医療機関、事業者及び県民

新型インフルエンザは、社会・経済活動全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、県だけではなく、市町村、医療機関、事業者及び県民も以下のような役割を担うことが期待される。

区分	期待される役割
市町村	住民に最も近い行政単位であり、住民への生活支援や社会的弱者への支援、住民生活に不可欠な業務の継続等の危機管理対策を主体的に実施することが求められるため、新型インフルエンザの発生の際には、市町村対策本部や住民からの相談窓口等を設置するなど速やかに住民対応を行うよう努める。
医療機関	健康被害を最小限にとどめる観点から、発生状況に応じた医療を提供することが求められるため、新型インフルエンザの発生の際にも、医療の提供を継続するよう努める。
事業者	新型インフルエンザの発生の際には、職場における感染予防策の実施や事業継続に不可欠な重要業務への重点化を行うよう努める。特に、ライフラインなど社会機能の維持に関わる事業者は、最低限の県民生活を維持する観点から、事前に定めた事業継続計画を実行し、事業活動を継続するよう努める。
県民	新型インフルエンザの発生時にとるべき行動を理解することが求められるため、平時から国や県、市町村による広報や報道に关心を持ち、新型インフルエンザやその対策等に関する正しい知識を得て、手洗い・咳エチケットなど基本的な感染予防策の実践や医療機関の適切な受診に努める。

4 行動計画の主要項目

(1) 医療提供体制

各保健医療圏の現有の医療資源を最大限生かし、下記により効率的・効果的に医療を提供する。

① 医療提供体制の確認・実施

県は、新型インフルエンザ対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）において、二次保健医療圏ごとに、事前に協議した新型インフルエンザ発生時以降の医療提供体制を確認し、実施する。

② 県内発生早期の対応

県は、県内発生の早期の段階では、原則として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、その患者を感染症指定医療機関及び新型インフルエンザの診療に協力する医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）に入院させる。

③ 県内感染拡大期の対応

県内で感染が拡大してきた段階では、感染症法に基づく患者の入院を中止し、平時の診療体制とする。原則として、重症の患者は入院、それ以外の患者は在宅療養とする。

④ 医療提供体制の維持

県は、新型インフルエンザの診療を行う医療従事者等に対し、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を予防内服用として優先的な配布等を行う。

⑤ 発生状況等の継続的な監視

県は、平時から実施している各種サーベイランスを継続し、発生状況等を積極的に把握し、分析・評価するとともに、その結果を医療機関等関係者に、正確かつ迅速に情報提供する。

医療提供体制 現有の医療資源を最大限に活用

平 時



海外発生

国内発生

県内発生

① 医療提供体制の確認・実施

新型インフルエンザが発生したら、医療機関は、

ア 罹患が疑われる患者を診療するのか？

イ 受診前の連絡は必要か？

ウ 重症患者の受け入れは？

二次保健医療圏ごとに対応を検討



県は、海外発生時に、対応を再確認

各医療機関は、それぞれ医療提供体制を準備

② 県内発生早期の対応

原則、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等へ入院

④ 医療提供体制の維持

県は、新型インフルエンザの診療を行う医療従事者等に対し、抗インフルエンザウィルス薬を優先配布

③ 県内感染拡大期の対応

各医療機関は、平時の診療体制へすべての医療機関が対応

重症の患者は、入院それ以外の患者は、自宅療養

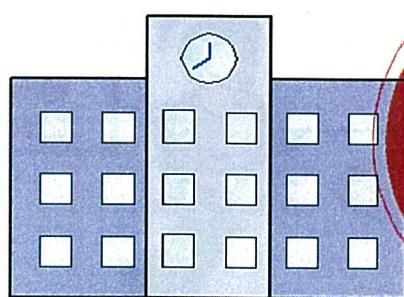
⑤ 発生状況等の継続的な監視（各種サーベイランスの実施）



(2) 社会対応

県内で初めて発生し、まん延防止効果が期待できると判断される場合に限っては、県は、必要と認める地域及び期間で、速やかに学校や通所施設等の臨時休業を要請する。場合によっては、集会や興行の自粛等を要請する。

学 校



通 所 施 設



(3) 広報・情報提供

県は、国や関係機関等から情報の収集・分析を行い、以下のとおり広報・情報提供を行う。

① 情報提供の一元化

海外発生時には、県は、対策本部内に広報担当者を置き、情報提供の一元化を図るとともに、県民等に広く正確な情報提供を行う。

② 幅広く理解しやすい情報提供

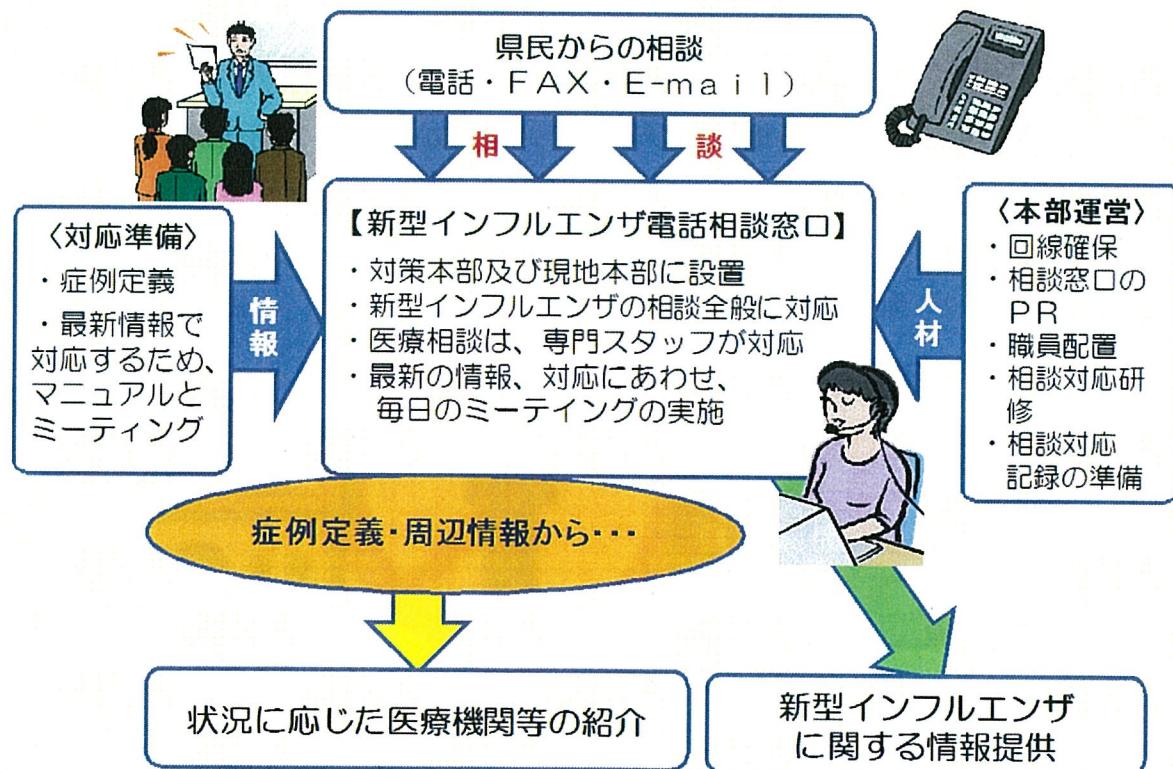
県は、県民が幅広く情報を受け取れるよう、ホームページやマスメディアなど複数の情報提供媒体を活用し、目的や背景等を明確にした理解しやすい内容での情報提供に努める。

また、その際には、個人のプライバシーや人権に十分配慮する。

③ 電話相談窓口による情報提供

県は、県民の心理的不安の対応や特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を図るため、対策本部及び現地本部に電話相談窓口を設置する。

新型インフルエンザ電話相談窓口（構成イメージ）



(4) 危機管理

県の危機管理部門と公衆衛生部門とが一丸となって、以下の危機管理体制で対策を実施する。

① 対策本部及び現地本部の設置

海外で新型インフルエンザが発生し、国の対策本部が設置された際には、県は、速やかに知事を本部長とする対策本部を設置するほか、ウイルスの特性や発生状況等を踏まえて、地域県民局長を現地本部長とする現地本部の設置時期を決定する。

② 対策本部及び現地本部の事務局の構成

対策本部及び現地本部の事務局には、本部運営や情報の収集・分析、医療提供体制の確保、電話相談等を行う部署を置く。

事務局は、公衆衛生・感染症等の診療に従事する医師の医学的知見に基づく実践すべき具体的な対策を迅速に協議し、行政改革・危機管理監等に報告する。

なお、保健所長は、専ら地域の公衆衛生部門の実務の陣頭指揮をとる。

③ 現地本部及び市町村本部への一元的な情報提供

対策本部から現地本部への情報提供は、原則として対策本部の事務局から現地本部の事務局へ一元的に行うほか、県から市町村への情報提供についても、原則として対策本部の事務局から市町村対策本部の事務局へ一元的に行うこととする。

④ 対策本部及び現地本部会議の開催

対策本部及び現地本部の会議は、本部員等の参集に伴う新型インフルエンザの感染拡大を防止する観点から、重要事項を指示する場合など必要最低限の開催とする。

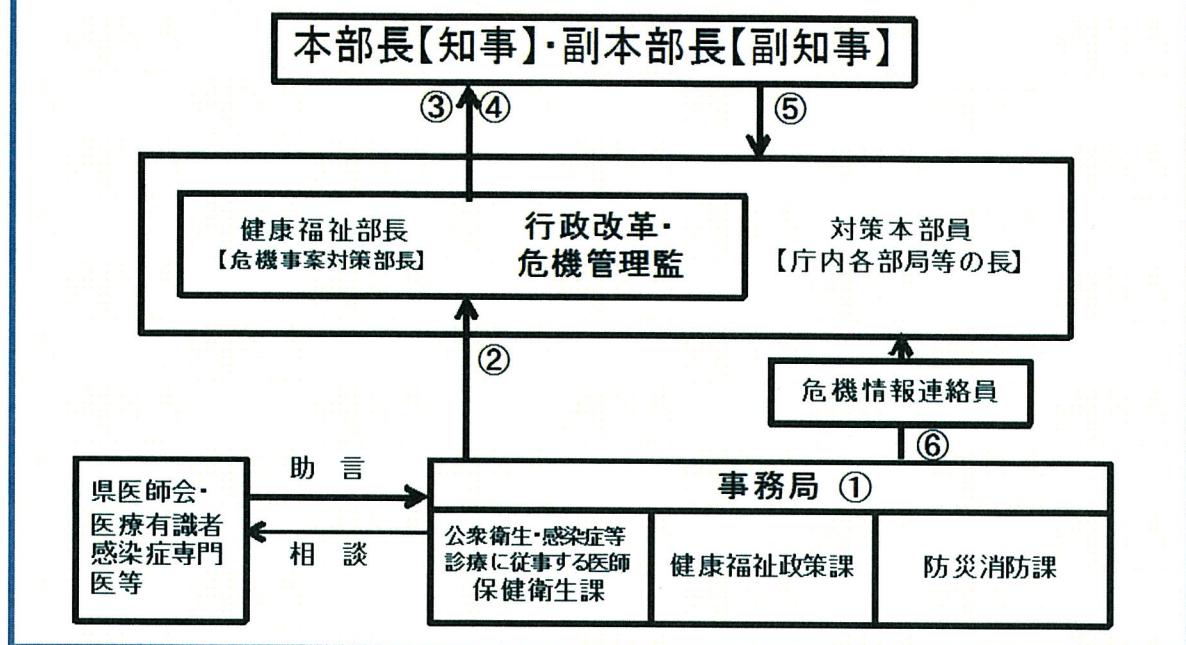
⑤ 対策本部及び現地本部の事務局支援職員の確保

対策本部及び現地本部の事務局における情報の収集・分析、医療提供体制の確保、電話相談など新型インフルエンザ対策業務は、最優先に実施することとし、必要な人員は、全庁的及び地域県民局各部から確保する。

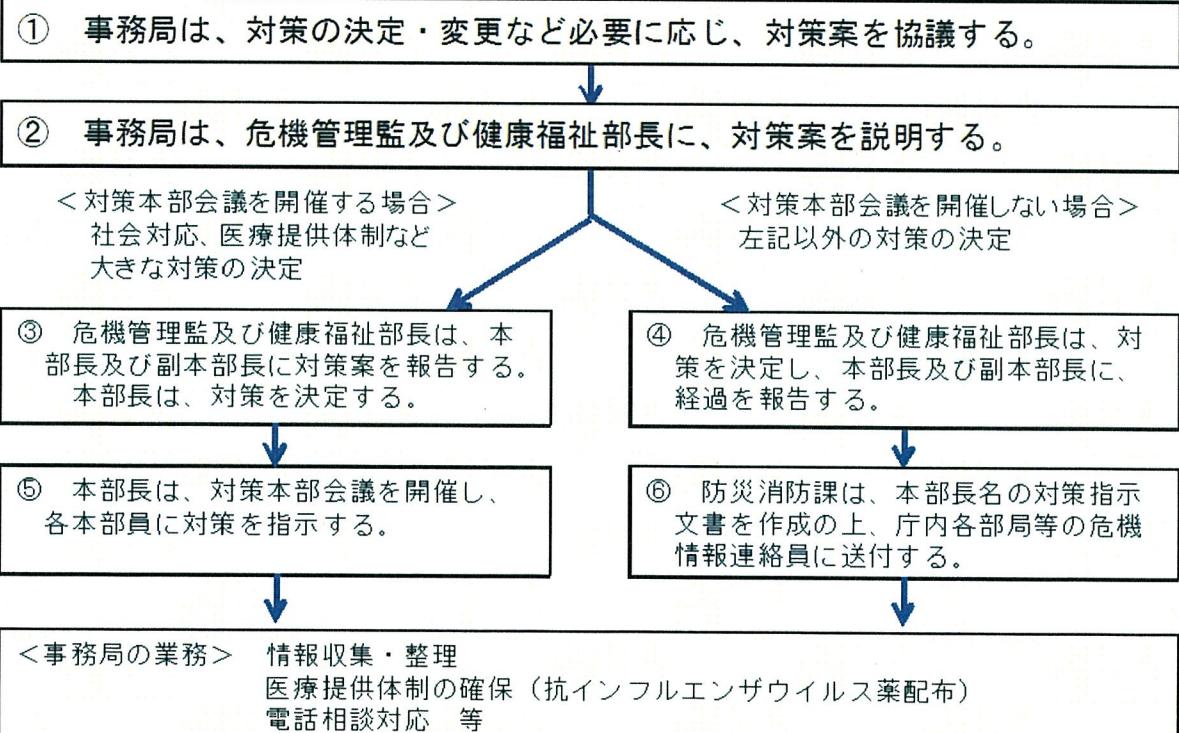
その他の業務は、新型インフルエンザ対策業務の実施に必要な人員を確保するため、状況に応じて縮小・中断する。

新型インフルエンザ危機対策本部における対策の決定・実施

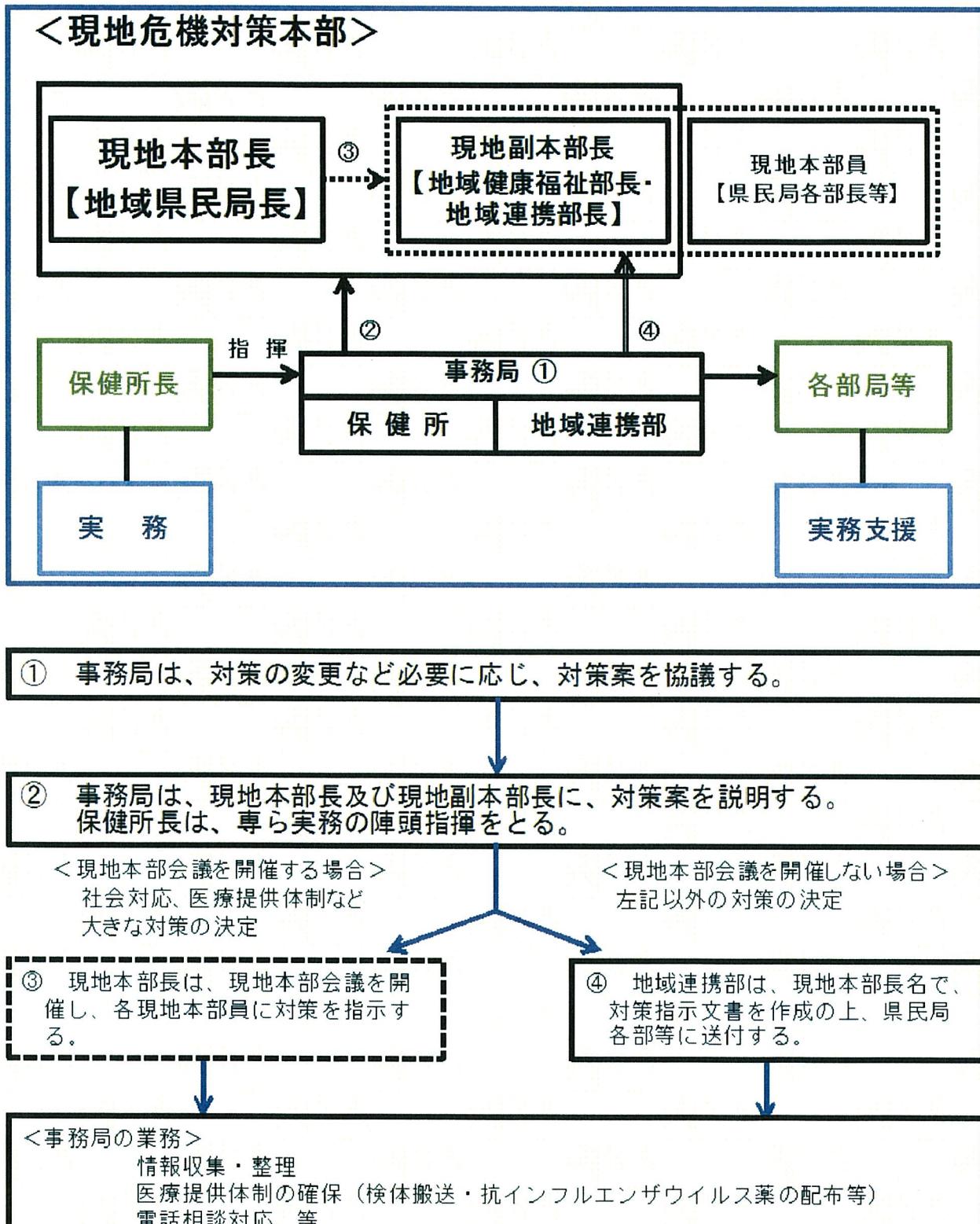
<危機対策本部>



<対策決定・実施の流れ>



新型インフルエンザ現地危機対策本部における対策の決定・実施



5 平時における対応

新型インフルエンザが発生していない平時においては、発生に備えた事前準備を最大限に行っておくことが重要であり、平時において県が実施する主な対策は、以下のとおりである。

(1) 医療提供体制

- ① 県は、地域協議会において、二次保健医療圏ごとに、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受診や入院の対応、パンデミックワクチンの接種など地域の医療提供体制を確保するための各医療機関の役割分担等を確認する。
- ② 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を継続するとともに、市場の流通量の不足時における放出手順を確認する。
- ③ 県は、医療機関等の協力のもと、季節性インフルエンザのサーベイランスを継続するとともに、環境保健センターにおけるPCR検査の実施体制を維持する。

(2) 社会対応

- まん延防止効果が期待できる場合に限って、学校等の臨時休業や集会等の自粛を要請する場合もあり得ることを周知する。

(3) 広報・情報提供

- ① 県は、県民等に対し、継続的に国内外の季節性及び高病原性鳥インフルエンザの発生情報等を提供するほか、外出後の手洗い・咳エチケットなど基本的な感染予防策の実践や医療機関の適切な受診、ワクチンの積極的な接種を呼びかける。
- ② 県は、医療関係者や県民等への広報・情報提供体制を確認する。

(4) 危機管理

- ① 県は、対策本部や電話相談窓口の設置、必要な人員の確保手順など危機管理体制を確認する。
- ② 県は、行動計画等に即した行動がとれるよう、隨時全庁的な訓練を実施する。
- ③ 県は、危機情報連絡員会議や府内連絡会議等を通じて、関係部局等における情報の共有化を図る。
- ④ 県は、対策本部の事務局に専門的知見を有する者として置く公衆衛生等医師を毎年度あらかじめ定めておく。